

3 基本目標Ⅲ 「やすらぎとuringおいのある快適な環境の創造」に関する施策

(1) 身近な自然環境の保全・再生

施策の目標		身近な緑や水辺、海辺の環境及び市街地等での野生動植物の生息・生育地を保全、再生するなど、身近な自然環境の保全と再生を図るための目標を次のとおりとします。 ◆豊かな緑や清らかな水など身近にふれあえる自然環境を確保します。		
数値目標	目標項目	都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積		
	目標値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)
		9.26 m ²	8.48 m ²	7.71 m ²
【数値目標の説明】 県内の国営、県営、市町村営の都市公園面積の都市計画区域内人口1人あたりの面積です。				

ア 身近な緑の保全・創出

- ◆ 工場緑化の推進【農水商工部】
「工場立地法」及び「工場立地法第4条第1項の規定に基づく準則を定める条例」に基づき、工場の新増設に伴う緑地の確保について適切な指導・運用を実施します。
- ◆ 地域特性に配慮した緑化の促進【環境森林部】
緑化推進に取り組む団体等と連携し、県民参加の森林づくりなどの緑化活動を促進するとともに、地域特性に配慮した緑化に関する普及啓発を進めます。
- ◆ 都市公園の整備【県土整備部】
県営の4都市公園（北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園）の整備を進めるとともに、市町村が行う都市公園の整備促進を図ります。
- ◆ 緑の基本計画の推進【県土整備部】
三重県広域緑地計画を広域的視点からの緑地配置の指針として、市町村における「緑の基本計画」の策定の促進を図ります。
- ◆ 風致地区等での緑の保全【県土整備部】
風致地区や緑地保全地区制度等の適切な運用を行い、市街地等での良好な緑の保全を図ります。

◆ 居住地等周辺の森林整備【環境森林部】

居住地周辺の森林において、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう、防災、景観、住民と森林のふれあい等にも配慮した森林及び林内環境の整備を進めます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	緑化運動参加者数		【目標の説明】 ○緑の週間中に市町村で開催された緑化 行事等の参加者数
目 標 値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	12,000 人	10,188 人	

イ 身近な水辺・海辺の保全・再生

- ◆ **ため池における親水空間としての整備【農水商工部】**
 県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持を図りつつも、生態や、景観に配慮した、親水空間としての整備を行います。
- ◆ **快適にして潤いのある漁港環境の形成【農水商工部】**
 漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設、親水施設等の整備を行います。
- ◆ **豊で潤いのある海岸環境の整備【農水商工部】**
 国土保全との調和を図り海岸を国民の休養の場としてその利用に供するため、豊で潤いのある海岸環境の整備を行い、併せて快適な海浜利用の向上及び背後地の生活環境の保護を行います。
- ◆ **多自然型川づくり【環境森林部、県土整備部、教育委員会】（再掲）**
 河川が本来もっている豊かな自然環境を保全、整備することにより、生物の多様性や生育空間を確保するとともに潤いのある水辺空間を創出します。
- ◆ **地域の環境保全活動の推進【県土整備部】**
 市町村と連携し、流域住民やNPO等の参画による除草、清掃活動等に支援するなど、県民との協働による河川管理、川づくりを推進します。
- ◆ **海岸の整備【県土整備部】（再掲）**
 護岸・堤防等の海岸保全施設の整備では、自然環境にも配慮した工法等を採用し、自然環境の保全・復元に取り組みます。また、海岸環境整備として、防護機能に加え、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した親水性護岸や人工海浜等を整備します。
- ◆ **港湾環境の整備【県土整備部】（再掲）**
 港湾区域内における緑地の整備などにより良好な港湾環境を確保します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	親水公園等整備か所数		【目標の説明】 ○河川、港湾、海岸、ため池における親水公園の整備か所数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	71 か所	63 か所	

ウ 身近な野生動植物の生息・生育地の保全・再生

◆ 海浜部の保全【県土整備部】

野生動植物の生息・生育環境として重要な海浜部への自動車等の乗り入れを禁止するなどにより、海浜生物や海生生物の生息・生息地を保全します。

◆ 多自然型川づくり【環境森林部、県土整備部、教育委員会】（再掲）

河川が本来もっている豊かな自然環境を保全、整備することにより、生物の多様性や生育空間を確保するとともに潤いのある水辺空間を創出します。

◆ 都市公園の整備【県土整備部】（再掲）

県営の4都市公園（北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園）の整備を進めるとともに、市町村が行う都市公園の整備促進を図ります。

◆ 里地里山等の保全活動の促進【環境森林部】（再掲）

里地里山などの身近な自然を保全するため、自然環境保全条例に基づく里地里山保全活動計画認定制度やみんなで自然を守る活動認証制度等を適正に運用するとともに、これら活動のリーダー育成のための講習会を開催するなど、県民等による自発的な自然環境保全活動を支援します。

◆ 工場緑化の推進【農水商工部】（再掲）

「工場立地法」及び「工場立地法第4条第1項の規定に基づく準則を定める条例」に基づき、工場の新增設に伴う緑地の確保について適切な指導・運用を実施します。

◆ 地域特性に配慮した緑化の促進【環境森林部】（再掲）

緑化推進に取り組む団体等と連携し、県民参加の森林づくりなどの緑化活動を促進するとともに、地域特性に配慮した緑化に関する普及啓発を進めます。

◆ 藻場の保全・造成【農水商工部】（再掲）

藻場は水産生物の生息場としての機能、あるいは水質浄化機能を有することから注目されており、かつては沿岸域に広く分布していたが、近年、開発や陸域からの汚染物質の流入等による海域環境の悪化により減少が著しいことから、藻礁の設置等による基盤整備を行い、本来の海域の持つ機能を回復させます。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	里地里山保全活動計画認定団体及び みんなで自然を守る活動認証団体数		【目標の説明】 ○多様な自然環境を保全するために、里地里山などの保全を目的とした「里地里山保全活動計画」及び「みんなで自然を守る活動」の認定・認証団体数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	30 団体	—	

* 「里地里山等の保全」と同じ目標値としています。